下 関 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

【資料編】

平成20年3月

下 関 市

一 目 次 一

1	耐震改修促進法の制定と改正の経緯・・・・・・・・・・・・・・	1
2	国の基本方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	山口県耐震改修促進計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	多数の者が利用する建築物等の一覧表・・・・・・・・・・・・・・	6
5	危険物を貯蔵又は、処理を行う建築物における	
	政令で定める危険物の数量一覧表・・・・・・・・・・・・・・・	7

1 耐震改修促進法の制定と改正の経緯

平成7年12月

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の施行

- ・阪神・淡路大震災では、昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震基準の建築物に、倒壊、大破等の大きな被害を受けたものが多かった。
- ・この地震を背景に、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命等を守る ために、既存建築物をより地震に強い建築物にするための改修を積極的に促進 することを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法) は制定された。
- ・耐震改修促進法では、昭和56年5月以前に建築されたものなど現行の耐震基準を満たさない建築物で、大勢の人が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)を対象に、現在の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう、建築物の耐震診断、必要に応じた耐震改修に努めなければならないものとした。



阪神・淡路大震災以降も、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など 大規模地震が頻発



平成 18 年 1 月

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正

・近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発し、東海地震、 東南海・南海地震、首都直下地震等の発生も切迫していることから、耐震改修 促進法は以下のようなポイントで改正された。

計画的な耐震化の推進

・国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成 (都道府県は義務。市町村は努力義務。)

建築物に対する指導等の強化

- ・道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
- ・地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- ・地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- ・倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

支援措置の拡充

- ・耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
- ・耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

2 国の基本方針の概要

国の基本方針の概要は以下の通りである。

国土交通大臣による基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

.....

- 〇住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- ○公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 〇所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施(するよう努める)。 また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ○ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の 閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 〇住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。(この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要)
- 〇また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150~200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- ○建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- ○建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

○地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- ○都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- ○耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 〇地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 〇所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフ レットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に 係る事業について記載。
- 〇すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府 県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

出典:国土交通省HP

注)国の基本方針の概要で示している特定建築物の耐震化率は、本計画でいう「多数の者が 利用する建築物」の耐震化率を指す。

3 山口県耐震改修促進計画の概要

山口県耐震改修促進計画の概要は以下の通りである。

山口県耐震改修促進計画(概要版)

1 山口県耐震改修促進計画の策定の背景等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正(平成17年11月公布)され、昭和56年以前に建設された耐震基準に合わない建築物の耐震診断・耐震改修をより一層促進するため、県は法令に基づき『県耐震改修促進計画』を策定(平成19年3月)した。

① 法律の概要

国、県及び市町の計画策定等

: 基本方針 (平成 18 年国土交通省告示第 184 号 (H18. 1. 25)) の策定

県 :基本方針に基づき耐震改修促進計画の作成 (義務)

市・町 : 基本方針及び県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画の作成 (努力義務)

国の基本方針の概要

- □ 耐震診断等に関する基本的な事項
- □ 目標の設定に関する事項
 - 10 年後の住宅及び多数の者が利用 する建築物の耐震化率(75%⇒90%)
- □ 技術上の指針となるべき事項
- □ 啓発及び知識の普及に関する基本 的な事項
- □ 都道府県耐震改修促進計画の策定 に関する基本的事項

県耐震改修促進計画に定めるべき事項

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に 関する目標
- (2) 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 所管行政庁(特定行政庁)との連携に関する事項
- (5) その他耐震診断及び耐震改修の促進に関 し必要な事項

② 山口県地域防災計画等との関係

山口県地域防災計画

市町地域防災計画

市町耐震改修促進計画

国 基本 方針 (耐震改修促進法)

, 山口県 耐震改修促進計画

山口県公共施設耐震化基本計画

山口県緊急輸送道路ネットワーク計画

③ 本県における計画策定の実施体制

山口県

耐震改修促進庁内委員会

県庁内連携組織 (防災、福祉、教育、道路部局等)

山口県 耐震改修促進計画

連携

市町協議会(22市町)

意見等

県 民 (パブリックコメント) H19.1.24~2.23 計画期間 H18 ~H27 年度

出典:山口県HP

2 県耐震改修促進計画(案)の概要

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- ・ 本計画の目標期間は平成27年度までとし、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。
- ・ 本計画において、耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する 建築物等^{注1)} とする。
- ・ 本県における住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率^{注2)}の現状は、全国 平均(約75%)よりも低い状況である。
- これを、平成27年度までに、住宅においては約90%、多数の者が利用する建築物等においては約80%とすることを目標とする。
- ・ なお、公共的な建築物(学校、幼稚園、老人ホーム、病院、公営住宅等)は、災害時に避難施設となること等から90%以上とすることを目標とする。
 - 注1) ①多数の者が利用する建築物で、その用途により1~3階以上かつ延床面積500~
 - 1,000 ㎡以上の建築物、②一定量以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物

注2) 耐震化率: = 耐震性ありの建築物数

建築物数

	現状注3)	
住宅 居住住宅総数	約 569,600 戸	
耐震性あり	約 376, 100 戸 (約 66%)	
多数利用建築物 総数	約 6,700 棟	
耐震性あり	約 4, 100 棟 (約 61%) (国 82%、県 73%、市町 55%、民間 61%)	



注 3) 多数利用建築物は平成 18 年山口県調査、住宅は平成 15 年住宅・土地統計調査による 注 4) H27 推計は、過去のトレンド(建替、滅失等)に、促進策の効果を考慮し推計

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・ 住宅・建築物の耐震化は、所有者等自らの問題、あるいは、地域の問題として取組むことが不可欠である。
- ・ 県は、こうした取り組みを支援するという観点から、所有者等が耐震診断・改修を 行いやすい環境の整備や負担軽減のための施策を展開する。

耐震診断・改修を促進するための施策の概要

- 1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修に要する経費

- 公共的建築物(学校、病院、幼稚園・保育所、社会福祉施設)の耐震診断に要する経費
- 2) 安心して耐震改修が行うことができるようにするための環境整備
 - 消費者への情報提供(耐震改修事例集の配布、技術者等の紹介等)、相談窓口の設置、技術者 育成
 - ・ 定期報告制度を活用した耐震診断・改修を行った建築物の情報提供
- 3) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 既存建築物の窓ガラスの落下防止、天井崩落、ブロック塀の倒壊防止対策等

出典:山口県HP

- 4) 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項
 - ・ 耐震改修の認定を受けた建築物の工事期間における仮住居の提供
- 5) 地方住宅供給公社又は都市再生機構による耐震診断及び改修に関する事項
 - ・山口県住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構は、民間事業者の実施が困難な耐震診 断・改修等の業務を実施

地震発生時に通行を確保すべき道路については、以下の方針により平成 19 年度に指定することを検討する。

- 「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第1次緊急輸送道路
- 市町耐震改修促進計画に位置づけられた避難路等

(3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

安全性の向上に関する啓発等の概要

- 1) 地震防災マップの作成
 - ・ 地震による揺れやすさマップ等を市町が作成(県は、調整や技術支援、情報提供)
- 2) 相談体制の整備・充実
 - ・ 県(本庁、出先)及び全ての市町において、耐震診断等の相談窓口を設置
- 3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
 - ・耐震改修事例集を用いた講習会等の開催等
- 4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - ・ リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供等
- 5) 自主防災組織、自治会との連携
 - ・ 自主防災組織、自治会との協働による地震時の危険箇所(ブロック塀の倒壊等)の点検 等

(4) 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

昭和56年以前に建築された耐震性が不十分と推測される多数の者が利用する建築物の所有者に対して、耐震診断・改修を行うように耐震改修促進法等の所管行政庁(特定行政庁)は、指導・助言等を行う。また、必要に応じて建物名称等を公表

(5) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1) 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項
 - ・ 平成 19 年度までに所管行政庁 (下関、宇部、山口、萩、岩国、防府、周南) 及び周防大島町に おいては、計画を策定することとする。その他の市町は、早急に策定
- 2) 関係団体等による協議会の設置等
 - ・ 市町協議会、県庁内委員会等による耐震改修促進計画の適切な推進等
- 3) 地震保険の加入促進
 - ・地震保険の加入促進を図るため、県・市町広報などにより普及・啓発

出典:山口県HP

4 多数の者が利用する建築物等の一覧表

			 金	規模要件	
1		小学校、中学校、中等教育		階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	
	学校	盲学校、聾学校若しくは養	養護学校	*屋内運動場の面積を含む	
		上記以外の学校		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
2	体育館(一般公共の用に供されるも	නෙ)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	
	ボーリン	グ場、スケート場、水泳場	その他これらに類		
3	する運動施設				
4	病院、診療所				
5	劇場、観	覧場、映画館、演芸場			
6	集会場、	公会堂			
7	展示場			階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
8	卸売市場	i			
9	百貨店、	マーケットその他の物品販	売業を営む店舗		
10	ホテル、	旅館		!	
11	賃貸住宅	(共同住宅に限る。)、き	宿舎、下宿		
12	事務所				
13	老人ホー	厶、老人短期入所施設、身	体障害者福祉ホー		
13	ムその他	これらに類するもの		 階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	
14	老人福祉	センター、児童厚生施設、	身体障害者福祉セ		
14	ンターそ	の他これらに類するもの			
15	幼稚園、	保育所		階数2以上かつ 500 ㎡以上	
16	博物館、	美術館、図書室			
17	遊技場				
18	公衆浴場				
19	飲食店、	キャバレー、料理店、ナイ	トクラグ、ダンス		
	ホールその他これらに類するもの				
20	理髪店、質	質屋、貸衣装屋、銀行その他は	これらに類するサ		
	ービス業を営む店舗				
21	工場(危	険物の貯蓄場又は処理場の	用途に供する建築	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
_ '	物を除く				
22		車場又は船舶若しくは航空			
	する建築	物で旅客の乗降又は待合の	用に供するもの		
23		庫その他の自動車又は自転	車の停留又は駐車		
	のための				
24		R健所、税務署その他これに	類する公益上必要		
	な建築物				
25	 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を		
	uhære '	マかは し ナロ ヘ レナいっ	7 0 #6461-4	貯蔵、処理する建築物	
		って倒壊した場合において			
26		行を妨げ、多数の者の円滑があり、その動物が影響		政令で定める高さを超える建築物	
		があり、その敷地が都道府は		(前面道路幅員によって異なる)	
	一回に記載	された道路に接する建築物	J		

5 危険物を貯蔵又は、処理を行う建築物における

政令で定める危険物の数量一覧表

危険物の種類	数量要件
①火薬類	
イ 火薬	10t
□ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
二 銃用雷管	500 万個
木 信号雷管	50 万個
へ実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	50 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令
	別表第三の指定数量の欄に
	定める数量の10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する	可燃性固体類30t
可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類20㎡
④マッチ	300 マッチトン
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)	20000 m³
⑥圧縮ガス	20万㎡
⑦液化ガス	2000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同法	毒物2Ot
同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	劇物200t